

平成28年度 福井県バス助成事業実施要綱
(28年度旅行商品に対するバス助成)

1 趣旨

公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）は、観光誘客を促進するため、福井県を巡る、貸切バスを利用した旅行の経費の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金交付の対象等

・助成対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業又は第三種旅行業の登録を受けている者

・助成対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月18日までの間に催行される企画旅行
(出発日を基準)

※ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切ります。

・助成金の交付対象事業

助成金の交付対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす旅行商品とする。

- ① 福井県外から貸切バスを利用し福井県内を観光する20名以上（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）の旅行であること（訪日旅行および下記の除外地域を発地とするものを除く）。

除外地域：静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県
大阪府 兵庫県

※「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」のいずれも可

※JR、航空機等を利用し、貸切バスを利用する旅行商品も可

- ② 福井県内の宿泊施設（地方公共団体が運営するものを除く）に最低1泊以上宿泊すること。
③ 県内の観光地を3か所以上訪問すること。ただし、下記の観光地以外に最低1カ所は立寄ること。

- ・東尋坊
- ・西山公園
- ・大野城・大野まちなか散策
- ・恐竜博物館、かつやま恐竜の森
- ・一乗谷朝倉氏遺跡
- ・永平寺
- ・気比神宮
- ・丸岡城

※単に温泉地に宿泊する場合、単に土産物施設に立ち寄る場合、単に昼食をとる場合は観光地を訪問したとはみなさない。

- ③ 「学校行事として実施する旅行」、「国、地方自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行」、

「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」又は「他の助成制度を利用した旅行」でないこと。

3 助成額

バス1台当たり25,000円

限度額 1社当たり250,000円

予算額 2,000千円（80台分）

4 申請等の手続

(1) 助成金の申請

助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を（2）に定める受付期間内に連盟に郵送するものとする。

	内容	備考
①	助成金交付申請書（別記様式第1号）	
②	(募集型企画旅行の場合) 募集用チラシ又はパンフレット (受注型企画旅行の場合) お客様に提出した企画書	旅行行程、旅行代金、観光地（要件である3箇所以上の観光地を確認できること。）、宿泊施設等が明記されていること。
③	貸切バスを利用することが分かる書類 (バス手配・回答書のコピーなど)	手配したバス会社、バス代金が明記されていること。

(2) 受付期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月3日（金）まで

※助成金交付申請は、初の旅行催行日の15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに申請すること。

※ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切ります。

(3) 交付決定

連盟は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定通知書を送付する。予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上交付決定書を送付する。

(4) 中止・変更

助成事業を中止する場合や助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、助成額に変更が生じる場合（例：天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合、助成対象となるバス台数に変更が生じた場合）は、速やかに中止・変更報告書（別記様式第2号）を連盟に提出すること。

(5) 実績報告

申請者は、助成事業が完了した日（帰着日を基準）から起算して30日を経過する日または平成29年3月21日（火）のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を連盟に郵送するものとする。

	内 容	備 考
①	実績報告書（別記様式第3号）	
②	貸切バスを利用したことが分かる書類 （バス請求書（写）又はクーポン（写）など）	利用日、参加者数が確認できること。
③	宿泊証明書（別記様式第4号）	
④	旅行行程表	
⑤	請求書（別記様式第5号）	

(6) 助成金の交付等

助成金は、実績報告の内容を確認し、不備がないことを確認した後に支払う。

5 その他

- (1) 連盟は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。
- (2) 助成金の支払いは、請求書記載の口座（日本国内の口座に限る）への振込により行うが、その際の振込手数料は申請者の負担とする（連盟の取引金融機関所定の振込手数料を差し引いた金額を送金する）。